

質問に対する回答（産業技術交流センター）

【商工労働局商工労働総務課】

（令和８年８月１７日～令和８年８月２１日受付分）

	項目	質問内容	回 答
1	募集要項 6 申請の際に提出する書類の内容	収支計画表に記載する２年目以降の管理費用は３％以上の変動を織り込んだ金額でも良いのでしょうか？	収支計画表における物価変動の見込み方については、申請者においてご判断ください。
2	募集要項 12 その他 (4) 責任分担	物価変動の指標値が前回改定時より３％以上変動した場合の管理費用を改定する場合の改定対象は指定管理料全体が対象となるとの理解でよろしいのでしょうか？そうでなければ改定の対象となる項目をご教示ください。	指定管理料全体が対象となります。
3	募集要項 12 その他 (4) 責任分担	管理費用を改定する場合の改定対象金額は年度ごとの提案金額又は前年の実績金額のどちらになるのでしょうか？ また、具体的に令和１０年分を改定する場合の物価変動の指標は令和８年７月～令和９年の指標の平均値を令和９年の８月末日までに県に数値を報告し確認頂いた後に、令和１０年の４月より改定後の指定管理料となるという理解でよろしいのでしょうか？	管理費用を改定する場合の改定対象金額（P_n）は、改定計算時に協定上定められている管理費用の額とします。 令和１０年度分を改定する場合は、物価変動の指標における令和７年７月～令和８年６月の平均値と、令和８年７月～令和９年６月の平均値を比較し、３％以上の変動があるかを指定管理者において確認後、令和１０年度以降の管理費用を根拠資料とともに県に通知していただきます。 これを県で確認し、３％以上の変動が認められる場合は、令和１０年４月から改定後の指定管理料を適用します。